

# 菊池都市計画特定用途制限地域の（市）決定について

## 指定の理由

用途指定の無い地域において、大型店の出店や宅地化が進んでおり、騒音等による良好な住環境の阻害や地域にそぐわない建物の立地が懸念されることから、特定用途制限地域を定めます。

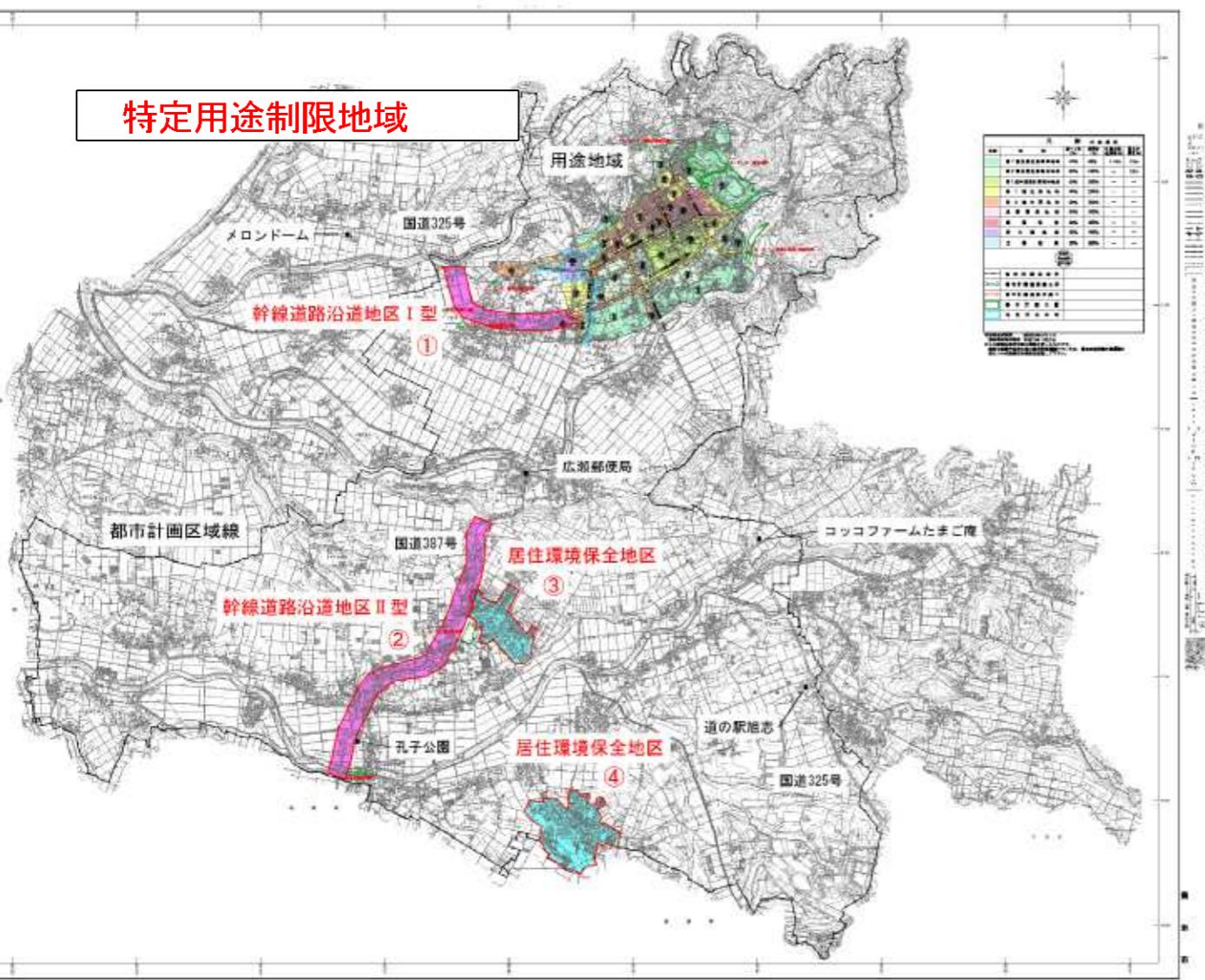
## 各地区の規制の内容

### ■幹線道路沿道地区 I 型・II 型（植木インター菊池線沿い・国道 387 号）

多くの来街者が利用する幹線道路沿道は、町の顔となる地域であるため、風俗店や一部工場の立地を規制する特定用途制限地域とします。

### ■居住環境保全地区（富の原・桜山地区）

住宅化が進んでいる地域では、良好な住環境を保全するため、一定の規模を超える店舗や事務所、遊技場、工場等の立地を規制する特定用途意制限地域とします。



特定用途制限地域の種類	建築してはならない建物
幹線道路沿道地区( I 型)①	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>(3) 建築基準法 別表第2(ぬ)項第2号及び第3号に掲げる工場</li> <li>(4) 同法 別表第2(る)項第1号に掲げる工場</li> <li>(5) 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので同法施行令第130条の9の表中の商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> </ul>
幹線道路沿道地区( II 型)②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>(2) 建築基準法 別表第2(ぬ)項第2号及び第3号に掲げる工場</li> <li>(3) 同法 別表第2(る)項第1号に掲げる工場</li> <li>(4) 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので同法施行令第130条の9の表中の商業地域欄に掲げる量を超える建築物</li> </ul>
居住環境保全地区③・④	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 畜舎で床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの</li> <li>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(4) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの(令第130条の7の2で定めるものを除く。)</li> <li>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの</li> <li>(6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>(7) 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので令第130条の8で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)</li> <li>(8) 倉庫業を営む倉庫</li> <li>(9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>(10) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他令第130条の9の2で定めるもの</li> <li>(11) 建築基準法 別表第2(と)項第3号に掲げる工場</li> <li>(12) 同法 別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場</li> <li>(13) 同法 別表第2(る)項第1号に掲げる工場</li> <li>(14) 危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので同法施行令第130条の9の表中の準住居地域欄に掲げる量を超える建築物</li> </ul>
特定用途制限地域の種類	建築してはならない工作物
幹線道路沿道地区( I 型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの</li> </ul>
幹線道路沿道地区( II 型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2・5キロワットを超える原動機を使用するもの</li> </ul>
居住環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造</li> </ul>